

一般社団法人 森林技術コンサルタンツ協議会 表彰規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会(以下「協議会」という。)は本規程の定めるところにより、森林技術に関連したコンサルタント業務(以下「森林技術コンサルタント業務」という。)の中で、優れた成績及び功績を収めた法人及び技術者を表彰することにより、技術の向上及び円滑な事業の推進に資することとする。

(優秀賞表彰基準)

第2条 優秀賞表彰基準は、次のいずれの条件も満たしていること。

- (1)業務成績評定及び技術者評定(管理技術者)において、いずれも優秀(80点を目安とする。)であること。
- (2)次のいずれか一つに該当すること。
 - ①森林技術コンサルタント業務の発展に顕著な功績又は貢献のあった者
 - ②森林技術コンサルタント業務に関し、特に有益な発明・改良等技術の開発向上に功績のあった者
 - ③防災ボランティア、森林整備・緑化活動等森林・林業社会貢献活動に功績のあった者

(優秀賞表彰の適用除外)

第3条 前条に係わらず前々年度から当該年度までにおいて、次の条件に該当する場合は優秀賞表彰の適用除外とする。

①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)

第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当している場合。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当するため、除く。

②会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている場合。

③契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている場合。

④すべての業務のうち、業務成績評定に不合格点がある場合。

⑤その他不適切な事項がある場合。

(優秀賞の申請)

第4条 第2条に該当する法人は、入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）を単位として、毎年、協議会会長に優秀賞の申請をすることができる。

(優秀賞の選考)

第5条 協議会会長は、表彰選考委員会を設け、第2条により申請があつた中から、公正かつ適正に優秀賞を選考する。なお、選考方法、選考委員会名簿は別途定める。

2 表彰選考委員会の委員は、協議会会長が委嘱する。

(優秀賞の表彰を行う者)

第6条 優秀賞の表彰は、協議会会長が行う。

(林野庁長官賞の受賞申請)

第7条 協議会会長は協議会の優秀賞に関わる業務について当該法人及び技術者(管理技術者)を林野庁長官賞として受賞方を申請するものとする。

付則

この規程は、平成29年5月26日から適用する。

一般社団法人 森林技術コンサルタント協議会 表彰規程の細則

1. 優秀賞の申請ができる対象業務と業務規模

- ①林野庁関係、都道府県及び市町村からの受注業務とする。
- ②契約金額 100 万円以上とする。

2. 優秀賞の申請の提出期限と該当業務

- ①提出期限は毎年 9 月末とする。
- ②該当業務は提出期限の前年度における実施業務とする。

3. 優秀賞の申請に当たっての提出書類

- ①申請書（様式は別紙のとおり）
- ②業務成績評定及び技術者評定（管理技術者）の写し
- ③当該業務のテクリス「登録内容確認書」及び契約書の写し

4. 優秀賞の申請件数

入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）は 1 件を限度として優秀賞の申請をすることができる。

5. 選考委員会の委員の選考及び委員数

委員は学識経験者等から選考することとし、委員数は若干名とする。

6. 優秀賞の選考方法

優秀賞の選考は、全国を 7 ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿・中国、四国、九州）に区分し、ブロックごとに選考する。

ブロック区分は、入札・契約行為ができる事業所等(支店、営業所等)の所在地にとらわれず、実施業務の所在地の区分とする。

（ブロック区分別都道府県名）

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
関東ブロック	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京 都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、
中部ブロック	富山県、長野県、岐阜県、愛知県、

近畿・中国ブロック 石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、
四国ブロック 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
九州ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、

7. 「第3条④すべての業務」の範囲

入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）に係わる「すべての業務」とする。

8. 法人及び技術者の表彰対象者

優秀賞は法人及び技術者(管理技術者)をそれぞれ表彰する。

林野庁長官賞受賞の申請は業務ごとに法人及び技術者(管理技術者)を一括して行うこととする。

9. 林野庁長官受賞の申請

選考された優秀賞を林野庁長官賞受賞に申請するものとする。

付則

この細則は、平成29年5月26日から適用する。